

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
イラン	バム遺跡修復・保存機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とイラン・イスラム共和国との間の交換公文	バム遺跡修復・保存機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	112,000千円 H18.1.22まで	H17.1.23 テヘラン で (同日)	日本側 堂道秀明在イラン イラン側 アリレザ・モア イラン側 エリ教育研究担当外務 次官	H17.7.21 679号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。